



報道発表資料の配付日時 1月25日(月) 15時00分

発表項目 (行事名)	北海道苦情審査委員の活動状況報告(令和2年度第3四半期)について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>北海道苦情審査委員に関する条例第18条に基づき、令和2年10月1日から12月31日までの苦情審査委員の活動状況報告がありましたので、お知らせします。</p> <p>【概要】</p> <p>1 苦情申立ての状況(2件) 知事部局2件(環境生活部1件、建設部1件)</p> <p>2 苦情申立ての処理状況(3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査を終えた事案 0件</li> <li>・審査をすることができない事案 0件</li> <li>・審査中の事案 2件(第2四半期からの継続1件)</li> <li>・制度の対象外となった事案 0件</li> <li>・申立ての内容を検討中の事案 1件</li> </ul>		
参考			
報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付(場所)		
	同時レク		
担当 (連絡先)	総合政策部知事室道政相談センター 主幹 中島 浩昭 TEL ダイヤルイン 011-204-5523、内線21-702		

# 北海道苦情審査委員の活動状況報告

北海道苦情審査委員に関する条例（平成10年条例第45号）第18条第2項に基づき、令和2年10月1日から令和2年12月31日までの北海道苦情審査委員の活動状況を、次のとおり公表します。

令和3年1月25日

北海道知事 鈴木直道

## 1 苦情申立ての状況

令和2年10月1日から令和2年12月31日までの苦情申立ては2件となっており、表1及び表2のとおりである。

表1 対象機関別の苦情申立ての状況 (単位：件、人)

対 象 機 関	苦 情 件 数	申 立 人	
		個 人	法人等
知 事	2	1	1
総 務 部	0	0	0
総 合 政 策 部	0	0	0
環 境 生 活 部	1	0	1
保 健 福 祉 部	0	0	0
経 済 部	0	0	0
農 政 部	0	0	0
水 産 林 務 部	0	0	0
建 設 部	1	1	0
出 納 局	0	0	0
教 育 委 員 会	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0
連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0
病 院 事 業 管 理 者	0	0	0
小 計	2	1	1
道 の 機 関 以 外	0	0	0
合 計	2	1	1

(注) 知事部局の所管部(局)別内訳には、振興局等出先機関に係るものを含む。

表2 申立事項

区 分	件 数	申 立 事 項
環 境 生 活 部	1	アイヌ政策に関する審査請求及び公文書開示請求について
建 設 部	1	道営住宅建設に伴うテレビ電波受信障害について

- 2 苦情申立ての処理状況  
苦情申立ての処理の内訳は、表3のとおりである。

表3 苦情の処理状況

区 分	件 数
審 査 を 終 え た 事 案	0
審査をすることができない事案	0
審 査 を 中 止 し た 事 案	0
審 査 中 の 事 案	2
制度の対象外となった事案	0
審査することが適切か申立ての内容を検討中の事案	1
合 計	3

※審査中の事案のうち、1件は、令和2年度第2四半期からの継続分である。

- 3 苦情審査結果の内訳  
審査を終えた事案はない。
- 4 勧告及び意見表明の状況  
勧告及び意見表明したものはない。

## 令和2年度第3四半期 苦情審査事案の概要

令和2年12月31日現在

区分	申立事項	審査結果等
環境生活部	<p><b>アイヌ政策に関する審査請求及び公文書開示請求について</b></p> <p>申立人は、環境生活部アイヌ政策課に対して、行政不服審査法に基づく審査請求をしており、また、公文書開示請求も行っているが、次のことが、未だに行われていない。</p> <p>(1) 審査請求に関する弁明書の提出 (2) 公文書開示請求に対する公文書開示決定</p> <p>申立人は、不作為による職務怠慢であるとして、苦情を申し立てたものである。</p>	審査中
建設部	<p><b>災害復旧事業の工事実施手続について(継続分)</b></p> <p>申立人は、道管理の一級河川〇〇川水系〇〇川の災害復旧事業に係る地権者の一人である。</p> <p>当該事業において、〇〇建設管理部は、土地所有者の了解を得ないまま、次のような工事を実施した。</p> <p>(1) 隣接者への説明をせずに河川工作物の移転・改築工事を発注 (2) 立木の無断伐採 (3) 未買収地の形質変更 (4) 申立人から賃借している土地の耕作者に対する畦畔の移転補償</p> <p>申立人は、〇〇建設管理部に上記工事の経緯について説明を求めたが、誠実な説明がなく、解決に向けた対応がなされなかったため、道政相談センターに苦情のメールを送信したところ、同部から電話で文書回答すると言われたが、未だに回答がない。</p> <p>〇〇建設管理部の事業の進め方に問題があるので、不適切な部分の改善を求めて苦情を申し立てたものである。</p>	審査中
建設部	<p><b>道営住宅建設に伴うテレビ電波受信障害について</b></p> <p>申立人が所有する店舗併用住宅の近隣で行われた道営住宅の建て替えに伴い、テレビ電波受信障害が発生することから、道との間でテレビ共同受信施設の設置と利用に関する協定書を締結した。</p> <p>(1) 協定書について、建設部住宅課（以下「住宅課」という。）との協議は面談でも、電話でも行っておらず、その提案すらされていない。</p> <p>(2) 住宅課が主張する協定書なるものの捺印を求めに来た者は、工事の受託事業者で、住宅課の代理人であることも、その書面が協定書であることも説明は一切なかった。</p> <p>(3) その際に申立人には、その写しを渡されなかったため、その書面の細部や概略について理解していない。</p> <p>(4) この時点までに住宅課からは一度も面談や電話による連絡も受けていない。</p> <p>申立人は、以上をもって協定書なるものは、受託事業者との間でなされたことと考える。</p> <p>また、受託事業者の社員に詰問したいことがあるので、住宅課の責任において、その機会を作ることを要求するため、苦情審査を申し立てたものである。</p>	審査をすることが適当か内容を検討中